三　その農業経営改善計画に、法第十二条第三項に規定する措置として、法第十三条第二項に規定する関連事業者等（法第十二条第一項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ　当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ　当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間三十日以上従事すること。

2　同意市町村が農業経営改善計画が前項第二号又は第三号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

（削る。）

（新設）

2　同意市町村が農業経営改善計画が前項第二号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

（農用地の利用状況の報告）

第十六条の二　法第十八条第二項第七号の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同意市町村の長に提出して行わなければならない。

一　法第十八条第二項第六号に規定する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　前号の者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

三　前号の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

（農用地利用集積計画に定めるべき事項）

第十七条　法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。

（法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の公告）

第二十一条の三　法第二十三条の二第三項の規定による公告は、法第二十三条第一項の認可の申請があった旨及び当該申請に係る農用地利用規程について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（使用及び収益を目的とする権利）

第二十一条の四　法第二十三条の二第五項の農林水産省令で定める使用及び収益を目的とする権利は、農地法第三条第一項本文に規定する権利（所有権を除く。）（仮設工作物の設置その他の一時的な利用（農用地を農用地以外のものにする行為に係るものに限る。）に供するために取得するものを除く。）とする。

第二十一条の五　（略）

四　第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

五　地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六　第一号の者が法人である場合には、その法人の農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七　その他参考となるべき事項

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第一号の者が法人である場合には、定款の写し

二　その他参考となるべき書類

（農用地利用集積計画に定めるべき事項）

第十七条　法第十八条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。

（新設）

第二十一条の三　（略）